代理人：倉内　節子弁護士からの意見陳述

本件早期解決にむけて労働委員会に求められていること

１、すでに金井代理人から主張されたように、本件は不当労働行為による賃金、職分差別事件であることは明白です。しかも、その差別の度合いはあまりにも大きく、通常の人事考課成績の視点からみるとその合理性は何もありません。会社の不当労働行為意思にもとづく以外の何ものでもありません。本件は会社の不当労働行為意思を裏付ける直接証拠が多数存在することに大きな特徴があります。市川事件の高裁判決もさすがに「笠原ファイル」などの証拠により会社の不当労働行為意思を否定することはできませんでした。

２、本件は市川事件で司法的結着がついているというとらえ方は全くの誤りです。菊池代理人がその詳細を説明したとおりです。

　そもそも本件は、市川事件とは大きな違いがあります。すなわち、職分差別の発端となったいわゆる移行格付試験についてです。市川事件では申立人全員が受験せず最下位職分の技能職に格付されました。しかし、本件全国事件では、試験を受験して成績が良くても不合格（申立人間宮）、あるいは、受験して合格したが、その後労働組合活動を続け、会社の意に沿わない労働者として、低査定により職分昇格が遅れた申立人（愛知の広中）、大阪のように別件で訴訟を提起して和解し、試験を受験して合格しても、その後も労働組合活動を続け、職分昇格が遅れた申立人（井村、伊藤、七枝）などがいることです。

　つまり、会社は移行格付試験不受験だから職分昇格が遅れるのは、あたり前と市川事件では主張しているが、本件で試験を受験して合格しても、その後の労働組合活動を続ける限り低査定、低職分は続くというものであって、移行格付け試験は不当労働行為を隠蔽する以外のなにものでもないことが明白です。

３、以上の二点を公益委員交替にあたって申立人らは強く訴えるものです。端的に言えば、会社の不当労働行為の手法は、会社に忠誠を尽くす集団（白組）

に帰属するか、それとも、あたり前の労働組合活動を行う集団（赤組）に帰属するか否かによって、人事考課に差をつけ、長期間、低職分、低賃金を継続するという極めて非人間的な手段に基づく不当労働行為に特徴があります。そこには、労働者は魂までも会社に売ることを余儀なくさせるものです。これは、熱心な労働組合活動をやっている申立人らを「アカ」だとレッテルを貼って差別するものであって、正当な労働組合活動を嫌悪する不当労働行為です。

４、ところで、本件は、平成６年に救済申立をしていますが、会社の不当労働行為は昭和４０年初頭にまでさかのぼるという非常に長期間、継続的に行われているという特徴があります。残念ながら、在職中の救済は全くないばかりか、病魔と闘いながら定年前後に無念の思いで他界した申立人もいます。また、現在も闘病で苦しんでいる申立人もいます。

５、これまでの審理ですでに申立人側の個別立証は大半終了し、残すは大阪工場と根室のみです。根室の間宮さんは、自分が証言台に立ち、会社の不当労働行為による賃金・職分差別の是正を強く求め、死の直前まで陳述書作成に取り組んでいました。しかし、すでに他界し、直接本人が不当労働行為の実態を証言することはできません。

　このように事件解決の長期化は申立人をはじめ、家族、支援者に多くの苦痛を余儀なくさせるものです。

６、ここで、あらためて言うまでもありませんが、さきほど糸賀申立人が意見陳述したとおり、職分、賃金差別による同人の定年時の受け取り賃金はまさにワーキングプアーといわざるを得ません。労働委員会は、労働者が団結することを嫌悪する経営者の行為を是正し、被害を蒙った労働者の救済をすることによって、労使関係の調整を図る機関です。しかも、迅速性が要請されるものです。端的に言えば、労働委員会は不当労働行為救済機関です。

７、本件についてのこれまでの労働委員会の調査、審理のあり方を省みれば、すでに１７回の調査、審査が行われています。今後の進行についても審理の

長期化を極力避けることを強く望みます。すでに、明らかにしたとおり、本件は、申立人らの職分、賃金格差の実態から見て、会社の不当労働行為は十分推認できるものであり、長々と、相対比較なしの粗探し立証の機会を会社に与える必要はありません。然るべき時期に本件紛争の全面解決にむけた適切な審査指揮をする必要が労働委員会にはあると思料いたします。

８、最後になりますが、労働委員会に本件解決のためのイニシアティヴをとられることを強く要請します。すなわち、市川事件の場合、会社は、都労委、中労委においても和解での解決を拒否し、東京高裁が「本件はかなり長期化している。双方でファイティングポーズを解いてはどうか」「本件は和解による解決が望ましい」として、職権で和解を勧告しました。市川事件の申立人らはこの裁判所の訴訟指揮を解決に向けての大きなステップとして位置づけました。しかし、会社は、職権による和解勧告すら直ちに拒否したのです。会社のこのような対応は企業の社会的責任からみても、多くの批判を浴びました。ぜひ、本件全国事件については、労働委員会の職責を全うする意味においても、長々とした審理など視野に入れることなく、解決にむけてあらゆる可能性を追求していただきたいと思います。何故このことを強調するのか。これまでの審理を通してでも、本件は不当労働行為事件であることが明白だからです。しかも、本件のような長期にわたる不当労働行為による差別事件は、補佐人である戸塚氏の意見書でも明らかなように、殆ど解決し、本件明治乳業事件が解決していないことの異常性が浮き彫りになっているからです。

　申立人らは長期化する争議でも「このままでは終えられない」の強い決意で審理や運動に取り組んでいます。しかし、労働委員会が本件早期解決にむけて積極的な審査指揮など職責を十分果たしていただくよう重ねて要請する次第です。